

融資・貸付

補助金
・出資

情報提供
・相談

セミナー
研修・イベント

法律・条例等
に基づく支援

その他

企業立地に関するご相談

□□□ 立地企業の認定 □□□

工場用地や人材確保の要望に対するお手伝い、初期設備投資等に対する補助金交付など、事業展開を積極的にバックアップします

● 対象者

宮崎県内で工場等の新增設を計画している企業

● 支援内容

本県で工場等の新增設（製造業、情報サービス産業、流通関連業、試験研究機関）を計画している企業のうち、一定の要件（下記に記載）を満たす企業を県の立地企業として認定し、様々な支援を行っています。

（1）基本要件

- ① 経営状態が良好又は将来的に良好と見込まれるもの
- ② 環境保全について、必要かつ十分な措置を行うもの
- ③ 公序良俗に著しく反しないもの
- ④ 暴力団関係者等がいないもの

（2）事業要件

- ① 製造業、流通関連業の場合

認定日から5年以内に工場等を設置（操業開始）し、操業開始日から1年以内に5人以上の新規県内雇用者が見込まれるもの。

- ② 情報サービス産業、試験研究機関の場合

認定日から5年以内に工場等を設置（操業開始）し、操業開始日から1年以内に3人以上の新規県内雇用者が見込まれるもの。

○ 支援の一環として、補助金の交付要件を満たす企業に対しては補助金を交付しています。製造業については最高50億円、情報サービス産業については、通信費の2分の1、施設整備費の3分の1等の助成を行っています。

○ 本県に立地した企業の声を企業立地ホームページ（下記URL）に掲載しておりますので、ご覧ください。

* H Pアドレス <https://www.miyazaki-investment.com>

● ご利用方法

立地を計画している市町村の企業立地担当課にご相談ください。

問合せ先

宮崎県 企業立地課 企業立地推進担当 TEL 0985-26-7096

融資・貸付

補助金
・出資

情報提供
・相談

セミナー
研修・イベント

法律・条例等
に基づく支援

その他

企業立地に関するご相談

□□□ 企業招致事業 □□□

宮崎県の立地環境を是非「見て、実感」してください。

● 対象者

宮崎県内で工場等の新設を計画している県外企業

● 支援内容

宮崎県の優れた企業立地環境を知っていただくため、県外の企業の方々を工業団地や研究機関等に随時ご案内しています。

● ご利用方法

各県外事務所（東京、大阪、福岡）の企業誘致担当者にご相談ください。

問合せ先

宮崎県 東京事務所 企業誘致担当 TEL 03-5212-9007

宮崎県 大阪事務所 企業誘致担当 TEL 06-6345-7631

宮崎県 福岡事務所 企画広報担当 TEL 092-724-6234

宮崎県 企業立地課 企業立地推進担当 TEL 0985-26-7096

融資・貸付

補助金
・出資

情報提供
・相談

セミナー
研修・イベント

法律・条例等
に基づく支援

その他

企業立地に関するご相談

□□□ 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定 □□□

企業の本社機能の県内への移転や拡充をお考えの企業の皆さん、是非一度ご相談ください。

● 対象者

宮崎県内への本社機能の移転、または県内での本社機能の拡充を計画している企業

● 支援内容

企業の本社機能の移転又は拡充を行う事業者が、建物を新設、増設しようとする前（着工前）に、県から「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」の認定を受けた場合には、下記優遇措置があります。

【主な特例措置の概要】

- ① 認定事業者が建物の新設又は増設に際して取得した建物、附属設備及び構築物に係る特別償却又は法人税の税額控除
- ② 認定事業者が新たに雇い入れた従業員等に係る法人税の税額控除
- ③ 認定事業者に対する地方税（不動産取得税等）の不均一課税措置
- ④ 日本政策金融公庫による低利融資措置
- ⑤ 中小企業基盤整備機構による債務保証措置

● ご利用方法

県企業立地課にご相談ください。

問合せ先

宮崎県 企業立地課 企業立地企画担当 TEL 0985-26-7573